

大磯海水浴場ルール

令和5年度

大磯海水浴場の運営等に関する協議会

神奈川県平塚土木事務所

神奈川県平塚保健福祉事務所

神奈川県湘南地域県政総合センター

神奈川県大磯警察署

大磯海水茶屋組合

北下町町内会

大磯町商工会

(公社)大磯町観光協会

大磯町

目次

	ページ
第1章 総則（第1条～第2条）	3
第2章 大磯海水浴場（第3条）	3
第3章 海の家（第4条～第22条）	3-8
第4章 海水浴場利用者（第23条～第26条）	8-9
第5章 ルールの遵守（第27条～第28条）	9-10
第6章 雑則（第29条）	10

第1章 総則

(目的)

第1条 大磯海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、大磯海水浴場の運営等に関する協議会（以下「協議会」という。）が作成し、大磯海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場とすることを目的とする。

(周知)

第2条 協議会は連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

第2章 大磯海水浴場

(海水浴場の開設期間等)

第3条 大磯海水浴場の開設期間等は次のとおりとする。

(1) 開設期間

7月9日(日)から8月27日(日)まで

(2) 開場時間

午前8時30分から午後5時まで

2 海水浴場内に設置される更衣休憩所、飲食店及びその他の店舗（以下「海の家」という。）の開設期間は、前項第1号の規定を準用する。

第3章 海の家

(営業時間)

第4条 海の家の営業時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2 海の家は、営業終了30分前には、利用者に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了後、利用者が店内に残っている場合には、閉店であることを明確に伝える。

3 営業時間終了後における仕込み等の従業員の活動は、必要最小限にとどめ、必要のない照明を消し、速やかに閉店する。

(クラブ化形態の営業)

第5条 クラブ化の形態による営業は行わない。

(クラブ化の定義)

第6条 クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。

- (1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
- (2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
 - ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催
 - イ 海の家屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

（クラブ化禁止の対策）

- 第7条 海を家のフロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。
- 2 大磯海水茶屋組合長（以下「組合長」という。）は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各海を家の組合員から海を家の店内配置図（椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの）等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。配置変更をしていることが確認できた場合は、是正するよう組合長が指導するとともに、関係行政機関に連絡する。
 - 3 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

（イベントの定義）

- 第8条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。
- 2 音楽イベントとは、イベントのうち、音楽の種類を問わず楽器や音響機器等を使用して行う、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいい、飲食提供に付帯して行われるものを含む。
 - 3 大磯町が大磯海水浴場において行うイベントは、このルールにおけるイベントには含まない。

（イベントの実施）

- 第9条 イベントは、海を家の屋内のみで実施し、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海を家の組合員が責任をもって管理する。
- 2 音楽イベント（大磯海水浴場の海を家の音楽イベント開催に関する審査会規約に基づき必要な対策が取られている音楽イベントを除く。）及び風紀を乱すイベントは行わない。

- 3 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

(大磯海水浴場の海の家音楽イベント開催に関する審査会)

第10条 大磯海水浴場の運営等に関する協議会（以下、「協議会」という。）内に大磯海水浴場の海の家音楽イベント開催に関する審査会（以下、「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は必要に応じ開催し、大磯海水浴場の海の家で開催される音楽イベントに関する事項を審査する。
- 3 審査会の委員は、協議会の委員又は協議会会長が必要と認めたものから選任する。
- 4 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

(騒音対策)

第11条 海の家組合員は、大磯海水浴場の近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。

- 2 海の家で音楽等を流すことができる機器（以下「音楽機器」とする。）は、組合長が認めたCDラジオカセット（メモリー）レコーダー、またはデジタル機器1台とする。
- 3 海の家から発生する音には常に注意を払い、当該海の家真北の防潮堤の地点で65デシベル以下とする。
- 4 組合長及び大磯町は、海の家真北の防潮堤の地点で65デシベルを超える音量と判断した場合には直ちに海の家組合員に連絡し、海の家組合員は音量を下げる。
- 5 海の家組合員と調整がつかない場合は、組合長は当該海の家組合員に対して音楽機器の使用の自粛を要請する。
- 6 大磯海水茶屋組合（以下「組合」という。）は、近隣の人家付近等のパトロールを行い、生活環境に支障が生じないように、音量チェック等の対応を徹底する。

(海水浴場期間中の海岸への車の乗り入れ)

第12条 海の家組合員は、海岸に車を乗り入れるときは、大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例に基づく、海岸乗入れ許可書（大磯町発行）を明示する。

- 2 海の家組合員（その従業員及び関係者を含む。）は、荷物の積み降ろし時以外の砂浜への車輛乗入れは行わない。

(反社会的勢力の排除の徹底)

第13条 海の家組合員は、海を家の運営（自ら運営する場合だけでなく、他の者に運営を任せる場合も含む。）に際し、一切、暴力団（員）を関与させない旨の誓約書及び身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を組合長に提出する。

- 2 海の家組合員が海を家の運営に当たり暴力団（員）を関与させていると思料する者は、速やかに警察、組合長、大磯町等に通報する。

- 3 組合長は、海の家組合員に神奈川県暴力団排除条例第23条の規定による暴力団（員）への利益供与等が判明したときは、次年度以降、違反した海の家組合員分の占用許可の申請をしない等の措置を講じることがあることを広く周知徹底する。
- 4 組合及び海の家組合員は、県（県警を含む）が実施する暴力団排除に関する施策に協力する。

（風紀上の対策）

第14条 海の家組合員（その従業員及び関係者を含む。）は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

- 2 海の家組合員は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が未成年であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認した上で販売する。
- 3 海の家組合員は、飲酒に伴うトラブルを防止するため、次の事項を遵守する。
 - (1) 泥酔客への酒類の提供は行わない。
 - (2) 飲酒をしている客には遊泳をしないように注意を促す。
- 4 強引な客引きは行わない。

（ゴミの処理及び清掃）

第15条 組合は、海を家の営業に伴い発生するごみについて、適切な処理を行うと共に次の事項を定める。

- (1) 清掃責任者は、組合長とする。
 - (2) ごみの持ち帰りを来場者及び来店者に周知する。
 - (3) 毎朝、各海の家前の海浜の清掃を実施する。
 - (4) ごみの分別、資源化及び減量化に努める。
 - (5) 組合指定のごみ置き場を設定し、ごみを店内に残さず捨てるよう努める。店内に残す場合は、ネット等を掛け、外から見えないようにする。
 - (6) 台風などの荒天時に、大量のごみや廃棄物が発生した場合には、放置することなく速やかに、大磯町、かながわ海岸美化財団と協議し、処理を行う。
 - (7) 廃棄物を海岸等に不法投棄した場合は、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律に基づき告発の対象となることを海の家組合員に周知徹底する。
- 2 組合は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、大磯海水浴場の美化に努める。

（適切な排水等の処理）

第16条 海の家は、排水処理のための浸透枳について、公衆衛生の確保及び周辺海域の水棲生物への影響等を考慮し、シャワーや調理場等の水の最大使用量を処理できる構造及び容量とする。

- 2 廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ（油水分離槽）を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

(災害・荒天時の対応)

第17条 海の家組合員は、地震等の災害発生に備え、大磯町と監視業務受注者とで作成する「大磯海水浴場地震・津波災害対策マニュアル」を備え置き、海を家の従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「避難経路マップ」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。

- 2 避難場所や避難誘導の手順等について、大磯町、監視員等の関係者との連携を図る。
- 3 避難に時間を要する利用者に対しては、複数での対応、あるいは、他から応援（海を家の利用者のうち他の者を助けることができる者を含む。）を求め、確実に避難できるよう努める。

(苦情対応等)

第18条 海を家の組合員は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には迅速かつ丁寧に対応する。

- 2 海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合長への報告手続等の整備を図る。
- 3 組合長は、海の家に対する苦情やルール違反が疑われる情報を入手した場合には、速やかに当該苦情内容を調査・記録するとともに、必要に応じて海を家の組合員に改善を求める。当該組合員は、組合長からの改善要求に真摯に対応する。
- 4 組合長は、調査の結果、ルール違反等を確認した場合は、その内容を記録し、是正指導（警告書又は改善命令書をもって指導）を行うとともに、顛末書により協議会及び関係行政機関に報告する。

(占用許可区域以外の土地利用)

第19条 海を家の組合員は、海を家の運営に係るパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海を家の占用許可区域以外の土地に設置することにより、一般の利用を妨げることのないよう徹底する。

- 2 海を家の組合員（その従業員及び関係者を含む。）は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車は行わない。

(原状回復の徹底)

第20条 海を家の組合員は、占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

なお、占用期間後に撤去漏れが発見された場合は、直ちに撤去を行う。

(海を家の建築・撤去時の注意)

第21条 海を家の組合員は、海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。

- 2 海の家建築・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。
- 3 海岸に廃材等を埋めたり燃やしたりせず、ごみ分別のルールに則り適正に処分する。
- 4 建築・解体時に第三者に対し損害を与えた場合は、工事責任者の責において速やかに解決を図る。

(関係法令等の遵守)

第22条 海を家の組合員は、占有許可や営業許可等のほか、消防法、神奈川県屋外広告物条例及び大磯町美しいまちづくり条例など関係法令の遵守を徹底する。

第4章 海水浴場利用者

(飲酒の制限)

第23条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないように節度を保たなければならない。

- 2 協議会は、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。
- 3 協議会は、飲酒の制限内容など、必要な情報を近隣の海水浴場協議会の事務局又は市町に提供するとともに、近隣の海水浴場におけるトラブル等が最小限なものとなるよう必要な対策を行う。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第24条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えなければならない。

- 2 協議会は、海水浴場における刺青・タトゥーの露出制限に関する県内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(粗暴な言動の禁止)

第25条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

(その他の遵守事項)

第26条 海水浴場利用者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 監視員の指示に従うこと。
- (2) 遊泳区域を標示する標旗、浮き等を移動し、又は損壊しないこと。
- (3) 遊泳区域内で水浴し、又は遊泳をすること。
- (4) 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者及び酒に酔っている者は、水浴し、又は遊泳しないこと。

- (5) 瓶、缶その他の汚物をごみ容器等以外の所に捨てないこと。
- (6) 遊泳区域内においてボート、サーフボード、ヨットその他これらに類するものを使用しないこと。
- (7) もり、水中銃その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある器具を海水浴場において使用し、又は遊泳区域内において携帯しないこと。
- (8) 喫煙場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (9) 海水浴場の開場時間外及び町長が水浴し、又は遊泳することが危険又は不相当と認めるときに水浴し、又は遊泳をしないこと。
- (10) 海水浴場エリア内では、縦2.5メートル、横2.5メートル、高さ2メートル以上の大きさのテントを使用しないこと。ただし、監視員の業務に支障を及ぼす区域については、縦2メートル、横2メートル、高さ2メートル以内のものに限る。
- (11) 海水浴場エリア内で焚き火、火気を使用する調理器具の使用、バーベキュー及び花火等の火気を使用しないこと。ただし、海の家で火気を使用する調理器具を用いる場合を除く。
- (12) 硬いボールを使用しないこと。
- (13) ビーチバレーボール等のネット等を海水浴場エリア内に設置し占用しないこと。
- (14) 犬等を散歩させるときは、引き綱をつけ、犬等を遊泳区域に入れないこと。
- (15) 音響機器等を使用するときは、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることのないよう、周囲に十分配慮すること。その音量は、音源から1メートルの位置で65デシベルを超えないこと。
- (16) その他危険な行為、他人の迷惑になる行為並びに公衆の衛生、安全及び公共の秩序又は善良な風俗を害する行為をしないこと。

第5章 ルールの遵守

(パトロールの実施等)

第27条 協議会は、ルール遵守の状況等を確認するためのパトロール実施計画を策定し、パトロールを実施する。

2 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

(是正指導等)

第28条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合長を通じて、当該海の家組合員に対して是正指導を行うとともに、改善されない場合は、組合は、組合の規約等の規定に基づき、当該海の家を海水浴場開設期間であっても営業停止とする。その際、海の家組合員からの異議申し立ては認めない。

2 関係法令、組合規約及び本ルールを遵守せず、また改善しない海の家組合員は、組合規約第11条に基づき除名する。

3 海水浴場利用者のルール違反(疑い含む。)が確認された場合には、場内放送等によるルール周知を図る。また、必要に応じて当該利用者に対してルールの趣旨、目的を説明の上、

協力を求めるとともに、状況に応じ警察に通報する。

第6章 雑則

(その他)

第29条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会会長の判断で、協議会を招集し、必要な改正等を行う。

附 則

このルールは、平成27年5月22日から施行する。

附 則

このルールは、平成28年5月20日から施行する。

附 則

このルールは、平成29年5月19日から施行する。

附 則

このルールは、平成30年5月15日から施行する。

附 則

このルールは、令和元年6月13日から施行する。

附 則

このルールは、令和3年5月12日から施行する。

附 則

このルールは、令和4年5月17日から施行する。

附 則

このルールは、令和5年5月19日から施行する。

顛末書

年 月 日

様

大磯海水茶屋組合 組合長

大磯海水茶屋組合（員）に関する苦情及び対応等について報告します。

苦情概要

苦情確認年月日	年 月 日
場所（海の家名）	
苦 情 概 要	

対応概要

組合の対応	
組合員の対応	

課題等

--

年 月 日

海の家 _____ 様

大磯海水茶屋組合 組合長

警 告 書

次のとおり違反行為を確認しましたので、 年 月 日までに下記指示事項を踏まえて改善措置を講じるとともにその概要を報告すること。

なお、報告がない、あるいは適切に改善されていない場合は、重大な違反行為であると判断し、改善を命ずるなどの処分を行います。

違反行為概要

確認日時	年 月 日 時 分頃
場 所	(屋号名)
違反内容	
そ の 他	

指示事項

--

大磯海水茶屋組合

電話： — —

年 月 日

海の家 _____ 様

大磯海水茶屋組合 組合長

改善命令書

違反行為について 年 月 日付けで警告書を交付しましたが、その後、改善の報告がなく・適切な改善がされず、また、再度苦情が寄せられるなど、重大な違反状態が継続しています。

よって、年 月 日までに、下記のとおり改善するよう命令します。この命令に従わない場合には、組合規約に則り除名することを申し添えます。

警告書交付後の状況

--

改善命令事項

--

大磯海水茶屋組合

電話： — —

【参考資料】 関係法令一覧

法 令 名	内 容	所 管 部 局
神奈川県海水浴場等に関する条例 同施行規則	海水浴場設置の許可 更衣休憩所の許可	県 生活衛生課 県 平塚保健福祉事務所
海岸法 同施行細則	海岸保全区域及び一般 公共海岸区域の占用許 可	県 河港課 県 平塚土木事務所 県 水産課
港湾法 港湾の設置及び管理等に関する条例の 施行等に関する規則	港湾区域及び港湾隣接 地域の占用許可	県 河港課 県 平塚土木事務所
漁港漁場整備法 同施行細則	漁港区域の占用許可	県 水産課
食品衛生法 同施行細則 食品衛生法に基づく営業の施設基準等 に関する条例	飲食店等の営業許可 営業の報告の届出	県 生活衛生課 県 平塚保健福祉事務所
神奈川県生活環境の保全等に関する条 例 同施行規則	騒音・拡声機騒音の規 制等	県 大気水質課 町 環境課 湘南地域県政総合センター
神奈川県暴力団排除条例 同施行規則	暴力団関係者への利益 供与等の禁止等	県警本部暴力団対策課 大磯警察署
神奈川県迷惑行為防止条例	深夜の騒音等の禁止等	県警本部生活安全総務課 大磯警察署
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の 防止等に関する法律	公衆に迷惑をかけるよ うな著しく粗野又は乱 暴な言動をした場合の 罰則等	県警本部地域指導課 大磯警察署
建築基準法	建築物の仮設許可、建 築確認等	県 建築指導課 県 平塚土木事務所

法 令 名	内 容	所 管 部 局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理義務	県 資源循環推進課 湘南地域県政総合センター 町 環境課
消防法	建物の防火対策等	県 消防課 大磯消防署
神奈川県屋外広告物条例（市の独自条例がある場合は当該条例） 同施行規則	屋外広告物の表示等の規制等	県 都市整備課 町 都市計画課
神奈川県青少年保護育成条例 同施行規則	深夜外出の制限等	県 青少年課
神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例 同施行規則	たばこ、酒類の年齢確認等	県 青少年課
大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例 同施行規則	海岸における自動車等の乗り入れの許可	町 環境課
大磯町美しいまちづくり条例 同施行規則	海水浴場の喫煙禁止、地域の環境美化の推進、清潔でさわやかな生活環境の確保等	町 環境課